

## 序章

### 権威主義体制の維持と議会の関係 —本研究会の狙いとアプローチ—

山田 紀彦

#### 要約：

近年の比較政治学では、議会、選挙、政党等の民主制度が権威主義体制の持続にどのような役割を果たしているのか、そのメカニズムに関心が集まりすでに多くの成果が発表されている。本研究会は昨今の権威主義体制研究の知見を援用し、中国、ベトナム、ラオス、カンボジアの支配政党がいかに議会を活用し体制を維持しているのか、そのメカニズムの一端を明らかにすることを目的としている。中間報告書の序章である本稿では、これまでの先行研究を議会と体制維持の関係を中心に整理するとともに、本研究会の狙いやアプローチについて論じることとする。

キーワード：一党支配体制、権威主義体制、議会、体制維持、統治の有効性、正当性

#### はじめに

本報告書は、アジア経済研究所において 2013 年度から 2 年間の予定で実施されている「一党支配体制下の議会—中国、ベトナム、ラオス、カンボジアの事例から—」研究会の中間報告である。本研究会は、中国、ベトナム、ラオス、カンボジアの支配政党が、いかに議会を体制維持の一手段として活用しているのかを、近年の権威主義体制研究の知見を援用しながら分析し、4 カ国の体制持続メカニズムの一端を明らかにすることを目的としている。

支配者や支配政党(以下、支配政党を含め支配者と記す)にとって最も重要なことは、自身の体制をできるだけ持続させることであろう。支配者は一度権力を獲得したからといって、何もせずにその座に留まることは不可能である。それは政治体制の種類にかかわらずすべての支配者にとっての共通課題といえる。権威主義体制や独裁制も例外ではない<sup>1</sup>。暴力が支配における唯一の手段である場合を除けば、独裁制であっても体制を

---

<sup>1</sup> 本稿では、Svolik[2012]にならい独裁制(dictatorship)を非民主的体制の総称として使用する。スボリックは独裁制を、立法府や執政府の長が自由かつ競争的な選挙で選出されるか、または、執政府の長が議会制による間接選挙で選出されるという民主主義の 2 つの基準を

維持するためには国民の積極的/消極的支持を獲得する必要がある[Ezrow and Frantz 2011, 55]。

近年の比較政治学では、議会、選挙、政党等の民主制度が権威主義体制の持続にどのような役割を果たしているのか、そのメカニズムの解明に注目が集まっている。具体的には、独裁者は民主的制度を通じて反体制派を取り込むことで体制への脅威を取り除き、また体制エリート間の権力分有を保証することでコミットメント問題を解決する[Magaloni 2006; Gandhi 2008; Svobik 2012]。Gandhi [2008] が指摘するように、権威主義体制下の民主制度は単なる飾りではなく、体制存続のための道具として機能しているのである。そして同様の事例は、中国、ベトナム、ラオス、カンボジアでもみられる。

もちろん、支持獲得や体制維持の手段は支配者や国が置かれた状況により異なっている。また支配者はどれかひとつの手段ではなく、複数の手段を活用し体制を維持する。とはいっても、4カ国を比較するには何らかの共通の物差しが必要だろう。そこで本研究では議会を共通の物差しに4カ国を比較検討することにした。なぜなら、4カ国の独裁制が国民の幅広い支持獲得を目指して活用しているのが議会（中国の人民代表大会を含め「議会」とする）だと考えられるからである。

例えば中国、ベトナム、ラオスの3カ国では市場経済化とともに、議会が党の政策を追認する「ゴム印機関」から実質的な「立法機関」へと変身を遂げた。そして特に2000年代になると、議会は行政の監督機関としてだけでなく、民意や選挙区の要望を代表する「代表機関」として機能するようにもなった[山田 2013; 加茂 2013; Malesky and Schuler 2010]。この背景には、汚職や経済格差、土地問題等の経済開発の負の側面が拡大し、国民の不満が高まっていることがあろう。これら3カ国では共産党による独裁体制が敷かれており議会は形式的な機関に過ぎなかった。その議会が実質的な権力を持ちはじめ、行政へのチェック機能を果たし、かつ国民の「代表機関」として民意を政策に反映させるようになれば、国民からの積極的/消極的支持を獲得できる可能性は高くなる。そして3カ国の政治体制からは、共産党が意図的に議会の役割を向上させ、国民の積極的/消極的支持獲得を図っていると考えられるのである。

一方カンボジアの場合は、人民党が「議会運営の効率化」と称して、議회를体制維持の一手段として活用している。人民党は野党（反体制派）を議会に取り込みつつも、議会機能を形骸化し、実質的な政策決定過程から野党を排除することで野党の脅威を取り除いているのである。後述するが、これはこれまでの先行研究が示してきた知見とは異なる手法といえる。しかし人民党は2013年7月に行われた総選挙で議席を大きく失ったため、これまでのように野党の脅威を軽減するだけでなく、今後は中国、ベトナム、

---

満たさない独立国家としている[Svobik 2012, 22]。またスボリックは「独裁制」と「権威主義体制」を同義としており、本稿でも権威主義体制を独裁制とともに非民主的体制の総称として使用する。

ラオスと同じように幅広い国民の支持獲得が必要となった。そしてすでに人民党は、「Deep Reform」というスローガンの下、公聴会や国民との対話等を行っていく方針を示している<sup>2</sup>。今後は議会を通じた野党の取り込みだけではなく幅広い国民の積極的/消極的支持獲得のために、議会を活用する可能性が高い。

以上のように中国、ベトナム、ラオス、カンボジアの権威主義体制は、体制維持という共通の課題を抱え、その対応策の一手段として議会を活用している。その主な目的は、中国、ベトナム、ラオスの3カ国にとっては国民の幅広い支持を獲得すること、カンボジアにとっては野党を取り込み、また排除することである。ただしカンボジアは今後3カ国と同様に議会が幅広い国民の支持獲得に活用される可能性が高い。ではなぜ、国民の幅広い支持獲得に議会が活用されるのだろうか。そして各国の独裁者はどのように議会を活用しその目的を達成しているのだろうか。本研究会では2年間の共同研究を通じて以上の問いに答えたいと考えている。

中間報告書の序章である本稿に課された役割は、先行研究のレビューを行うとともに、本研究会の狙いやアプローチを示すことだろう。以下では第1節で、これまでの権威主義体制研究を議会と体制維持の関係を中心に整理する。その上で、これまでの知見の4カ国への適用可能性を検討する。結論を先取りすれば、中国、ベトナム、ラオスの3カ国にはこれまでの知見をそのまま適用することは難しく、カンボジアにも一部適用できないことを指摘する。第2節では、前節のレビューを踏まえて支配の正当性という概念について論じる。4カ国が議会を活用する目的は、体制に特定のグループを取り込み体制内外からの脅威を軽減することではなく、支配者としての正当性を高めるためだと考えられる。そして最後に2年目の課題について触れ結びとしたい。

本稿は中間報告であるため、十分なレビューと分析ができておらず、また、各章の分析の視点や構成等も統一されていないことをはじめにお断りしておく。

## 第1節 先行研究のレビュー

先述のように、近年の比較政治学では議会、選挙、政党などの制度が権威主義体制の持続にどのような役割を果たしているのか、そのメカニズムの解明に関心が集まっている。では、なぜこれらの制度が体制維持にとって重要なのだろうか。以下、議会と体制維持の関係を中心に代表的な先行研究を概観する。

### 1. 取り込みによる体制への脅威削減

Gandhi[2008]によると独裁者は統治上2つの問題に直面する。ひとつは体制への挑戦

---

<sup>2</sup> 研究会委員山田裕史のご教示による。

を阻止すること、もうひとつは体制外の協力を得ることである。体制への脅威とは体制外の反体制派や国民からだけでなく、体制エリート内部からも生じる。また政策を執行し国家の富を形成するためには国民の協力は必要不可欠である[Gandhi 2008, xvii-xviii]。では、体制への脅威を取り除き、体制外の協力を得るにはどうしたらよいのだろうか。最も端的な解決手段は暴力や抑圧であろう。暴力や抑圧は独裁者にとっていつでも行使できるオプションである[Svolik 2012, 15]。しかし恐怖政治では、国家による恣意的介入領域が広く国民の財産収奪という可能性が高くなるため、人々の経済活動意欲を失わせ、結果的に国民は体制に非協力的となってしまう可能性がある。また国民の協力を得えようとしても、暴力や恐怖では彼らの選好を把握することが難しい。暴力の使用はコストに比して必ずしも効果的ではないのである[Gandhi and Przeworski 2007, 1281; Gandhi 2008, 76-77; 東島 2013, 47]。

Gandhi[2008]は、反対勢力による体制への挑戦を阻止し一部を体制に取り込むには、レントの分配だけでは不十分だとし、議会や政党を通じた政策的譲歩が必要だと主張する。独裁者は議会や政党を通じて反対勢力の政治的選好を把握し、それに応じて政策的譲歩を行う。反対勢力にとっては、限られた範囲内であっても議会や政党を通じて政策決定過程に影響を及ぼせるため、体制に参加するインセンティブが生まれる。つまり議会や政党は、独裁者と反対勢力が互いの政治的選好を表出し、合意や譲歩を行う場として機能する。そして独裁者は、その制度を通じて反対勢力を体制に取り込む (co-opt) ののである[Gandhi 2008, xvii-xxiv]。また議会や政党を制度化することで、体制と人々の間の情報伝達を円滑にすることも可能になり、デモ等制度外で表出される人々の要望や要求を議会や政党に吸収し、政治的安定を維持できる[Gandhi 2008, 145, 182]。ただしガンディーは、独裁者が制度を活用するのは先述した2つの問題に直面したときに限定しており、制度化の度合いはその脅威や必要性によって多様であるとする。言い換えれば、脅威や反対が強ければ制度化の必要性が高くなり、反対に脅威が弱く体制外グループの協力なしに統治できる場合は、譲歩や制度化の必要はないのである[Gandhi 2008, 181-189]。

## 2. コミットメント問題の解決

Svolik[2012, 2]は、権威主義体制は大衆からの脅威と体制エリート内部からの脅威に直面するとし、この2つの問題が権威主義体制の制度や持続を特徴付けると指摘している。前者は支配者と被支配者間の関係であり権威主義支配の問題、後者は体制エリート内部の関係であり権力分有の問題とされている[Svolik 2012, 2]。そしてスポリックは問題の解決方法として、抑圧とともに議会や政党等の制度を重視する。抑圧と制度は相互補完的な関係にあり、抑圧的手段の裏付けがあるからこそ制度が活きるのである。

スポリックによると、政党にはエリート層と大衆の双方を効果的に取り込むための3

つの特徴があるという。第1は党内での階層的なサービスの奉仕と利益供与、第2は任命権の政治的コントロール、そして第3は選択的なリクルートと抑圧である[Svolik 2012, 163]。簡単に説明すると以下のようになる。まず下級党員は将来的な利益を享受するために、自己犠牲をとめない長期にわたり党に奉仕することが求められる。そして党へのサービスは体制が替われば意味をなさない「埋没投資」となるため、党員は体制の維持に価値を見いだす。党員が享受できる利益とは政治ポストだけでなく、社会、経済分野におけるキャリアの成功も含まれる。そのために党は、政治、経済、社会等のあらゆるポストをコントロールする必要がある。しかしあらゆる分野の党によるコントロールは社会の反発を招く可能性があり、それへの対応として抑圧的手段が行使されるかもしれない。

政党を通じた取り込みという主張はガンディーと同じだが、スボリックは「取り込み」対象についてこれまでの論者と一線を画す。これまでの先行研究は制度を通じた反体制派の「取り込み」を論じてきた。一方スボリックは反体制派の取り込みではなく、体制に最も近い層を取り込むことが効率的だと主張する。したがって党へのリクルートは党のイデオロギーや選好に近い者に限られ、反体制派はレント分配メカニズムから除外されるのである[Svolik 2012, 162-184]。

一方、独裁者は取り込みに必要な資源を1人でコントロールできないため、エリートや軍等の協力を得るために支配者連合を形成する必要がある。スボリックによると、独裁者が権力を失うのは大衆からの反乱よりも体制内部の問題に起因することが圧倒的に多い[Svolik 2012, 5]。したがって体制エリート間の権力分有が問題となり、いかにコミットメント問題を解決するかが鍵となる。独裁者がレントの分配を約束してもその約束が履行される保証はなく、体制内エリートにはいつ約束が反故にされるかわからないという不信感が生まれる。独裁者は権力分有という約束に信用を持たせることができないのである。これをコミットメント問題という。このコミットメント問題を解決する手段として、政党や議会等の制度が必要になる。

例えば、評議会や政治局等の政策決定機関が制度化されていれば、政策決定過程の透明性を確保でき、独裁者のルールからの逸脱を監督することができる。また独裁者の行動が不信や誤解を招くことも少ない。さらに、権力交代が制度化されていれば、権力の継承を巡って不必要な争いを招くこともない。ただしスボリックは、制度がコミットメント問題の解決に資するのは体制エリート内での権力配分が均衡している状態に限るとする。独裁者がルールを逸脱した際、体制内エリートが独裁者を解任できる力を行使できなければ制度の効果はないのである[Svolik 2012, 85-100]。これは中国の毛沢東の例を考えるとわかりやすい。

以上のスボリックの議論はガンディーと異なり、制度の主な役割は反体制派の取り込みではなく、コミットメント問題の解決や独裁者の監督にある。またスボリックによる

と、権威主義体制下の議会では反体制派がほとんど議席を得ておらず[Svolik 2012, 88]、また、自由かつ競争的選挙で選出されないため、議員が選挙区を代表することもない[Svolik 2012, 116]。つまり議会には反体制派だけでなく、社会の広範囲のグループを取り込む機能もないのである。

### 3. 4 カ国への適用可能性

ガンディーとスボリックの議論をまとめると、権威主義体制は大きく2つの問題に直面する。ひとつは、反体制派や体制内の脅威を取り除くこと、もうひとつは、大衆をいかに支配するかという問題である。そして両者は2つの問題の解決策として政党や議会等の制度を重視する点で共通している。ただし活用方法において両者の間には違いがみられる。ガンディーは、政党や議会を通じてレントの分配や政策的譲歩を行うことで反体制派を取り込み、また、体制外グループの協力を獲得すると論じる。一方スボリックは、体制への脅威を除去し大衆を支配するにはレントの分配や譲歩ではなく、政党や議会を通じたコミットメント問題の解決や取り込みが重要と説く。そして体制への取り込み対象は体制に近い人々であり、反体制派は取り込みではなく排除の対象としている。

では両者の議論は4カ国に適用できるだろうか。以下では各国の統治メカニズムを確認しながら、両議論の4カ国への適用可能性を検討する。その際、一党独裁体制である中国、ベトナム、ラオスの3カ国と、複数政党制による競争的選挙を実施しているカンボジアに分けて論じることとする。

#### (1) 中国、ベトナム、ラオス

3カ国は共産党による一党独裁体制を敷いており野党が存在しない。例えば中国には民主諸党派と呼ばれる8つの政党があるが、これらは共産党と権力を争う「野党」ではなく中国共産党の指導を受け入れている[加茂 2013, 44 注 1]。ベトナムには「ベトナム前進党」、「ベトナム 21 世紀民主党」、「人民民主党」、「ヴィーザン（人民の為に）党」等があるが公式に認められていない。またこれらの「政党」は共産党を否定しておらず、共産党を含めた多党制の実現や人権の尊重等を掲げている[中野 2008, 13-16]。一方ラオスには、官製の「野党」も自ら「政党」を設立するグループも存在しない。つまり3カ国ともに、ガンディーやスボリックのいう取り込み対象となる野党は存在しないことになる。

しかし政党や団体として公式に認められていなくても、体制に脅威を与える存在と認識されていれば、取り込み対象となることはあろう。ただし3カ国をみると民主化団体や民主活動家等、体制への脅威と認識される組織や個人に対しては、共産党が抑圧的手段を通じて排除している<sup>3</sup>。またベトナムやラオスでは国会の直接選挙が行われるが、

---

<sup>3</sup> 最もわかりやすい例としては中国の天安門事件があげられる。またベトナムでは、2006

競争的選挙ではなく共産党の意に反する人物が候補者に選ばれることはない[Malesky and Schuler 2010, 493; 山田 2013, 64-68]。中国の全国人民代表大会は間接選挙であり、代表の過半数以上を党員が占め、党を支持しない者が人代代表候補として立候補する余地もない[加茂 2006, 39-40]。つまり中国、ベトナム、ラオスでは、体制外のグループも共産党の意にそぐわない人物も、体制に取り込まれるのではなく排除されているのである。したがってガンディーの議論を3カ国にそのまま適用することは難しいといえる。

このように3カ国では、共産党が唯一無二の存在として国家を管理している。その管理方法には大きく3つの特徴がある。国家機関内に党組織を設置し内部から指導すること、党が国家に命令を下すこと、そして党幹部が国家幹部を兼任し党が国家幹部の人事管理を行うことであり、「内部統制・外部統制・人事権の独占」と呼ばれる[渡辺 1995, 231-232]。したがって3カ国は、党と国家がかなりの程度重なり合った党＝国家体制である<sup>4</sup>。

例えば3カ国では、中央から末端まで各行政級に党組織が設置されており、行政機関を外から指導・管理している。特に中国共産党は行政機関に対応した組織である対口部を設けている[毛里 2003, 150-160]。3党は、すべての国家機関や社会・大衆組織内にも党組織を設置し内部からも指導する。そして以上の外部、内部統制に加えて、党幹部が国家幹部を兼任し、党が要職の人事権を掌握することで党の国家への指導・管理を徹底しているのである。さらに3党は、労働組合や青年団、女性同盟等の社会・大衆団体を通じて社会を管理する体制も整えている。

以上から3カ国では、共産党の管理体制が中央から末端まで整備され、共産党は政治、経済、社会を広範囲にわたりコントロールできる立場にあることがわかる。そうであれば3カ国で政治ポストに就き、また社会的昇進や出世を目指すには、党員になることが鍵となろう。ただし上述のように、3カ国の共産党は反体制グループを取り込むのではなく排除しているため、党へのリクルートは選択的に行われている。例えば中国共産党の党員数は2012年末時点で約8512万(人口の約6%)、ベトナム共産党の党員数は2011年の数値で約370万人(人口の約4%)、ラオス人民革命党の党員数は2011年時点で約19万人(人口の約3%)であった<sup>5</sup>。後述するように、カンボジア人民党の党員数は人

---

年に出された「2006年ベトナムの為の自由民主宣言」の作成者の1人であるリー神父が、翌年には懲役刑を受けるなど、民主活動家の逮捕、拘留などが相次いでいる[寺本・荒神 2008]。ラオスでは1999年10月、アジア経済危機の影響による経済悪化への不満から教師や学生のグループが民主化デモを行おうとしたが、開始直後に包囲、拘束された[山田 2002, 135]。

<sup>4</sup> ここでいう党＝国家体制とは塩川[1993, 34]の定義にしたがい、「単一支配政党が重要諸政策を排他的に決定し、その政策が国家機関にとって直ちに無条件に義務的となり、かつ党組織と国家機関が機能的にも実体的にもかなりの程度オーバーラップしている」関係を指す。

<sup>5</sup> 中国共産党の党員数と人口比率は大西編[2013, ix]、ベトナム共産党の党員数と人口比率

口の約 36%でありその差は歴然である。以上からは、中国、ベトナム、ラオスの共産党には選択的な取り込みと反対勢力の排除というスポリックの議論が適用できるといえる。

では、コミットメント問題はどうか。党内における政策決定過程をみると、党書記長が権力を独占しておらず、3カ国ともに政治局や政治局常務委員会等での政策決定過程を制度化し、コミットメント問題を防いでいる。また指導者の交代も制度化されている。例えば中国は「1990年代以降、最高指導者は2期10年で引退することが慣例となっている」[唐 2012, 29]。ベトナムは2006年の第10回党大会で新党中央委員は55歳以下、新政治局員や書記局員は60歳以下、再任は65歳以下という原則が適用された[寺本 2006, 31-32]<sup>6</sup>。一方ラオスでは、党書記長の任期は2期を超えないことが2011年に改正された党規約第17条で定められている[kot labiap khoong phak pasaason pativat lao 2011, 42]。

ただしスポリックの議論を3カ国の議会に適用するには留保が必要である。中国、ベトナム、ラオスには議会が存在する。そして冒頭で述べたように、近年は単なる「ゴム印機関」ではなく実質的な立法機関や行政への監督機関として、また国民の「代表機関」として機能するようになった。しかし3カ国の政治の中心は共産党であり議会ではない。3カ国の議員（中国の人代代表を含む）の多くは本務を他に持つ非専従議員であり、議員には実質的な権限はない。また議員になることで、政治権力の獲得や金銭面における大きなメリットがあるわけでもない。したがって議会には体制エリート間の権力分有機能はほとんどないと考えられる。さらにベトナムとラオスは直接選挙だが競争的選挙ではないため、議会選挙を通じて大衆を取り込むという機能もない。中国の全人代はそもそも間接選挙である。3カ国ともに政策決定権は党に集中しており重要政策も党で決定され、体制エリート間の権力分有も党内で調整される。つまり3カ国の議会には、スポリックが指摘する役割はほとんどみられないのである。

## (2) カンボジア

カンボジアでは1991年10月23日のパリ和平協定締結後、複数政党制が導入され定期的に競争的選挙が実施されるようになった。いわゆる「民主化」である。それまでカンボジアを一元的に支配してきた人民革命党は、協定締結1週間前に開催された臨時党大会にて人民党に改称し、共産主義イデオロギーを放棄した。しかし党の基本的な統治原則である民主集中制や指導部の構成に変更はなく、特に地方において人民党と国家機

---

は寺本編[2012, 3]、ラオス人民革命党の党員数と党員比率は山田[2012, 7]を基に算出した。  
<sup>6</sup> ベトナム共産党がいつ定年制を導入したかは明らかではない。しかしすでに2001年の第9回党大会時には当時のレ・カ・ヒュー書記長の再任を阻止するために65歳定年制を導入したといわれており、2006年の第10回党大会以前から採用されていたと考えられる。



関の一体化が維持された。人民党はかつての党＝国家体制の理念は放棄したものの、実態としては国家に対する圧倒的な影響力を維持したのである[山田裕史 2011, 65-100]。

したがって 1993 年の制憲議会選挙で敗北しても人民党は、フンシンペック党と同等の権力を得て権力分有に成功した。フンシンペック党は第 1 党になったものの、憲法採択に必要な 3 分の 2 (=80 議席) 以上の議席を獲得できず、また統治には国家機関に影響力を行使する人民党の協力が必要になったのである。そして両党間の権力分有の割合を 45% ずつに定めたクォータ制が導入された[山田裕史 2011, 88-93]。

その後人民党は 1990 年代を通じて支配を強化していく。とはいえ曲がりなりにも「民主化」したカンボジアでは、政党ではなく独立の権力機関として政府の重要性が増し、かつてのように国家を政党の一元的支配下に置くことは不可能となった。そこで人民党は支配的地位を再び確立するために、「国家政党」を目指すようになる。「国家政党」は政府と政党が密接に結びついている点で党＝国家体制と似ているが、前者は党が国家に従属し、後者は国家が党に従属する点で異なる。したがって人民党は 1990 年代を通じて、国家の要職を占める党員を党指導部に加え党と国家の結びつきを強めるとともに、国家機関内部に人民党の党委員会を設置し、国家機関の幹部を党委員会委員長に任命することで「国家政党」化を図った[山田裕史 2011, 103-108]。そして、2002 年の行政区・地区評議会選挙と 2003 年の国民議会選挙で圧勝すると、人民党は国家政党化を強化していったのである。

まず人民党は 2006 年、内閣信任に必要な議員数を議員総数の 3 分の 2 から過半数に削減する憲法改正を行った。厳密には、この憲法改正案は野党サム・ランシー党の提案だが、フン・セン首相との間で政治的取引があったと推察されている。人民党は憲法改正のために野党サム・ランシー党に接近し、一方のサム・ランシー党は人民党と協調することで権力基盤を確保しようとした。また人民党はサム・ランシー党の協力を得る代わりに譲歩し、後述する議会でのグループ制に変更を加えた[山田裕史 2011, 137-138]。つまり、ガンディーが指摘する議会と政党を通じた政策的譲歩による取り込みが行われた例である。

2000 年代半ばから人民党は議会への支配も強めた。具体的には 3 つの方法によりサム・ランシー党を含め野党を政策決定過程から巧みに排除する。第 1 は定足数の削減である。人民党は 2005 年に定足数を従来の 10 分の 7 (87 人) から 10 分の 6 (74 人) に削減し、2006 年には人民党単独で議会開催が可能となる過半数 (62 人) にまで削減した。第 2 は議会における「グループ発言制」の導入である。2005 年 6 月、人民党は議員が議会で発言をする際、議員 13 人以上で形成するグループを通じて議長に許可を求めるという規則を定めた。与党である人民党は 5 グループ、連立パートナーのフンシンペック党と野党サム・ランシー党はそれぞれ 2 グループ、1 グループとなった[山田裕史 2011, 165-166]。山田裕史[2011, 166]は、この規則は「議会運営に対する野党の影響力を

削ぐことを目的としたもの」と指摘している。しかしその後、憲法改正を巡り人民党がサム・ランシー党に配慮し、規定人数を13人から10人に削減している。第3は、人民党による国民議会常任委員会ポストの独占である。第1期から第3期（1993年～2008年）までは政党間でポストが分有されてきたが、2008年選挙後の第4期国民議会では人民党が正副議長、9つの委員会議長（常任委員ポスト）、そして委員ポストを独占した[山田裕史 2011, 166-167]。このようにして実質的な政策決定過程から野党が排除され、議会における人民党独裁体制が強化されたのである。

さらに人民党は、憲法改正後もフンシンペック党との連立を維持する一方で、両党間の権力分有手段であり1993年から続いてきたクォータ制を廃止した。そして閣僚ポストを増やすことで、人民党との協調路線を採るフンシンペック党幹部、フンシンペック党やサム・ランシー党から人民党に移籍した政治家、そして人民党内の若手にポストを分配し[山田裕史 2011, 145]、取り込みを図っていったのである。

また人民党は党員の拡大を図り社会の取り込みも行った。党員数は約394万人（1998年）、約413万人（2003年）、約481万人（2008年）と徐々に増え、2009年には500万人を超えた。2008年の人口数は約1339万人であり、実に人口の約36%が党員ということになる。山田裕史によると「党と国家が結びつくなかで、人民党に入党しなければ不利益を被るという社会的構造が構築されていること」がその背景にあるという[山田裕史 2011, 155]。つまり、人民党員になれば国家機関内での昇進や金銭的利益等のレントにアクセスでき、非党員はレント分配メカニズムから排除されるのである。

このようにして人民党は支配体制を強化した。そして2008年7月の第4期国民議会選挙で人民党が3分の2以上の議席を獲得し圧勝すると、ヘゲモニー政党としての地位を確立することになる[山田裕史 2011, 144]。以上のカンボジアの事例からは、人民党が優位を確立して以降、政党と議会を活用し野党や社会を取り込んでいることがわかる。つまりガンディーやスボリックの議論が適用できる。一方でいくつか留保すべき点もある。ひとつは、野党が国会に議席を保有しつつも、実質的な政策決定過程からは排除されていることである。これはガンディーのいう「取り込み」とは一致しない。もうひとつは、議会がスボリックのいうコミットメント問題解決手段として機能していないことである。議会は形骸化し実質的な審議が行われないまま法案が可決される。むしろ実質的な政策決定機関は政府や党であり、議会はいわゆる「ゴム印機関」の役割しか果たしていないと考えられる。

#### 4. 小括

以上からは、ガンディーとスボリックの議論は部分的に4カ国に適用可能なことがわかる。特に政党については、4カ国のすべてで大衆の取り込みやコミットメント問題の解決に大きな役割を果たしていると考えてよいだろう。しかし議会については、ガンデ

イーやスポリックの議論はほとんど適用できないといえる。特に中国、ベトナム、ラオスの議会は実質的な権限を持たないため、体制エリート間の権力分有手段としての効果はほとんどない。3カ国ともに権力は党に集中している。また、党の意向に反する者は議員になれず競争的選挙も実施されないため、反体制派や国民を広範囲に取り込むこともない。そもそも反体制派は排除の対象である。つまり3カ国の議会は、ガンディーやスポリックが指摘する取り込みやコミットメント問題の解決に貢献しているとは考えられないのである。

一方カンボジアの議会では、人民党が野党を取り込み政策的に譲歩する姿勢がみられた。しかし人民党が優位を確立すると、野党を体制に取り込むものの政策的譲歩を行うのではなく、議会の形骸化し連立パートナーさえ政策決定過程から排除していることがわかった。これは、取り込んだ上で実質的に排除するというガンディーの指摘とは異なる機能である。

したがって4カ国の議会にこれまでの知見をそのまま適用するのは難しい。先述のように中国、ベトナム、ラオスでは、特定の取り込み対象もなければ体制への大きな脅威もほとんどない。議会はコミットメント問題の解決メカニズムとしても機能していない。では、これらの3カ国の共産党が意図的に議会改革を行い、議会が行政への監督機関や国民の「代表機関」として機能していることは、どのように説明できるのだろうか。またカンボジアでは、制度化の必要性が薄れても人民党が引き続き議会を活用していることが観察できた。議会の活用にはどのような意義があるのだろうか。つまり議会には、取り込み、政策的譲歩、権力分有等を通じた脅威の軽減以外の機能があると考えられる。言い換えれば、議会と体制維持の関係にはまだ分析の余地が残されていることになる。Reuter and Robertson [2013, 8]は、これまでの権威主義体制研究は議会の存在が体制の持続に資することは指摘しつつも、それがどのようなメカニズムで機能するかは、政党や選挙に比べて分析されていないとしている。

## 第2節 「統治の有効性」と「支配の正当性」

前節でみたように、これまでの権威主義体制研究は議会と体制維持の関係について主に2つの視点から分析してきた。ひとつはスポリックに代表される権力分有メカニズム、もうひとつはガンディーに代表される取り込みである。しかし中国、ベトナム、ラオスの議会には「権力分有」と「取り込み」では説明できない議会の役割があると考えられる。またカンボジア議会でもこれまでの知見では説明できないメカニズムがみてとれた。これは理論と実態が齟齬を来していることが理由であろう。

例えばこれまでの先行研究では、大量のデータセットに基づき権威主義体制と制度の

関係に関する理論が構築されてきた<sup>7</sup>。そこには中国、ベトナム、ラオス等のいわゆる一党独裁体制も含まれる。理論的には議会を通じた権力分有や取り込みはどの国にも適用可能である。しかし個別具体的な政治制度や統治メカニズムを考慮した場合、適用できない事例があるのも事実である。特に議会を通じた「取り込み」に関するメカニズム分析では、野党や反体制派等の特定の存在を前提としている場合が多い<sup>8</sup>。そのため、特定の取り込み対象が存在しない中国、ベトナム、ラオスはどうしても具体的なメカニズム分析の対象から外れることになる。

そこで筆者は、一党独裁体制を含めより包括的に権威主義体制の維持と議会の関係进行分析するには、「統治の有効性の向上」と「支配の正当性」という概念が有用と考えた。以下では2つの概念について簡単に論じる。

### 1. 統治の有効性の向上

久保[2013]は、権威主義体制を維持するには適切な統治業務や政策の執行、そして、国民からの支持調達が必要だとし、そのためには議会が有用な手段になると指摘している。国民の支持を得るには当然のことながら国民を満足させる必要がある。そこで議会が活用されるというのである。例えば、議員が地元のニーズを把握しそれを独裁者に提供すれば、独裁者はその情報を基に適切な政策を形成し執行することができる。国民のニーズが反映された政策を執行できれば、体制への不満は低下し支持を高めることが可能となろう。つまり独裁者は、社会のニーズや不満に関する情報収集の場として議会を活用し、それにより統治の有効性を向上させることで体制の安定と維持を図るのである[久保 2013, 5]。そして中国、ベトナム、ラオスの議会には久保が指摘するような機能がみられ、すでにいくつかの研究が行われている。

例えば中国については加茂[2013]の研究がある。中国の人民代表大会はこれまで、人

---

<sup>7</sup> 例えば Geddes[1999]、Gandhi and Przeworski [2007]、Gandhi[2008]、Svolik[2012]等である。

<sup>8</sup> 例えば近年行われている「選挙権威主義」や「競争的権威主義」を基にした研究である。Schedler[2006, 3]によると選挙権威主義とは、定期的かつ競争的な複数政党選挙が実施されるものの、自由や公平といった自由民主主義の原理が侵される体制である。一方「競争的権威主義」とは Levitsky and Way[ 2010, 15-16]によると、「公式の民主的制度が存在し権力獲得の主要な手段として認識される一方、現職が著しく優位に立てる文民体制」である。レヴィツキーとウェイは、彼らが言う「競争的権威主義」とは選挙権威主義に比べてより限定的でありヘゲモニー体制を含まず、反対勢力が民主制度を活用し権力獲得のために真に争うことができる体制に限るとしている[Levitsky and Way 2010, 15-16]。いずれにしろ複数政党制による競争的選挙を前提としているため、中国、ベトナム、ラオスのような一党独裁体制はこれらの分析対象からは外れることになる。カンボジアについては Case[2011]等いくつかの研究があるが、カンボジア政治研究自体さほど多くないのが現状である。

民代表大会代表が選挙区に対して中国共産党や人民政府の政策を伝達する「代理者」の役割、そして、代表が中国共産党や人民政府に対して政策立案に必要な情報や政策の不平等を伝える「諫言者」の役割を果たしてきた[加茂 2013, 14-15]。これに加えて加茂は、江蘇省揚州市の人民代表大会と中国人民政治協商会議の2つの民意機関を事例に、両機関が「共演」しながら「代表者」(representative)としての役割を果たすようになったと指摘する。すなわち同一議案に対して人民代表大会は選挙区の要求を表出し、また、中国人民政治協商会議は推薦された社会集団や経済界などの要求を表出し、あたかも両機関が「共演」しているように映るのである。このように人民代表大会と中国人民政治協商会議が「代表者」としての役割を果たすことで、選挙区や社会集団のさまざまな情報が共産党や人民政府に提供されることになる[加茂 2013, 37-42]。そしてこれらの情報が統治の有効性を向上させ、体制の安定に寄与していると考えられるのである[久保 2013, 6]。

ベトナムの国会についてはMalesky and Schuler[2010]の研究がある。彼らはベトナム国会を事例に、議員の属性と国会での質問内容の相関関係を分析した<sup>9</sup>。そして、共産党管理下で地方ノミネートの専従議員が増え、その専従議員が積極的に政府批判を行い、地方問題を取り上げ選挙区に応答していることをもって、ベトナムでも「取り込み理論」(cooptation theory)と同様の行動が観察できると結論づける[Malesky and Schuler 2010, 493, 500]。ベトナムの選挙制度を考えれば、明示的/潜在的反対勢力を取り込み対象とするGandhi[2008]の議論を適用できるかは留保が必要だろう<sup>10</sup>。しかし地方ノミネートの議員を増やし、議員が選挙区の問題を議会の場で積極的に取り上げるということは、共産党や政府にとって必要な社会情報が提供されることを意味する。

ラオスでも同様の事例がみられる。山田[2013]はラオスの国会を分析し、経済格差や土地紛争等経済開発の負の側面の拡大に伴って国民の不満が高まったことを背景に、国会の役割が変化してきたと指摘する。人民革命党は国民が直接意見を国会に伝えること

---

<sup>9</sup> 属性とは、議員が中央候補か地方候補か、専従か非専従か、選挙区での競争の度合いが高いか低いか、党員か非党員か等を意味する。

<sup>10</sup> ベトナムでは国会議員の90%以上が党員であり、非党員であっても党の意向に反する人物が候補となれない選挙制度である[Malesky and Schuler 2010, 493]。つまり、国会議員には明示的または潜在的な反体制派はいないことになる。にもかかわらずマレスキーとシュラーは、ベトナムに「取り込み理論」(cooptation theory)を適用する[Malesky and Schuler 2010, 493, 500]。これは彼らが「取り込み」を、政権中枢以外のグループに政策決定過程における発言権を付与することと、広く理解しているためである。しかし、仮に地方ノミネートの専従議員が明示的/潜在的脅威だとしても、発言権の付与をもって「取り込み」といえるだろうか。マレスキーとシュラー自身が認めるように、給与が低く予算配分に対してほとんど権限をもたないベトナムの国会は、レント分配手段としては機能していない[Malesky and Schuler 2010, 484]。

ができるホットラインを設置し<sup>11</sup>、また、有権者や地元の事情を良く知りうる候補者を戦略的に選び、国民の意見を吸収するメカニズムを整備しているのである。つまり国会の「代表性」を強化することで、社会や国民のニーズを吸収し統治の有効性を向上させていると考えられる。

以上から中国、ベトナム、ラオスの議会は、競争的選挙が実施されていなくても、国民の「代表機関」として機能し、社会や国民のニーズや情報を吸収する役割を果たしていることがわかる。そして3カ国の政治体制を考えれば、党が意図的に議会にそのような機能を付与し、自身の統治の有効性を高めているということになる。

一方カンボジア議会には、これまでのところ統治の有効性向上という側面はみられない。むしろ先述のように、人民党は「議会運営の効率化」と称し議会を形骸化してきた。しかし2013年の総選挙で人民党が大幅に議席を減らしたため、今後は議会運営のあり方が変化し、議会を国民の支持獲得のために活用する可能性がある。そうなれば統治の有効性向上が有用な分析概念となるが、これまでのカンボジア議会を統治の有効性という観点から分析するにはやや無理があろう。そこで4カ国を包摂できる分析概念として、支配の正当性について考えてみたい。

## 2. 支配の正当性

Köllner and Kallitz[2013]と Gerschewski[2013]等は、これまでの権威主義体制研究を批判的に検討し、体制を安定的に維持するには抑圧や取り込みだけでは不十分であり、広範な国民の支持を獲得することが必要だと指摘する。すなわち、体制の安定・維持には正当性、抑圧、取り込みが不可欠であり、この3つの要素が相互補完的に一般市民の大衆蜂起や反乱、反対勢力による組織的抵抗、体制内エリートの分裂を阻止するのである[Köllner and Kallitz 2013, 4-5; Gerschewski 2013, 13, 18]。これまでの先行研究はレントや政策的譲歩等の「報奨」を提供する代わりに、特定のグループからの支持獲得を対象としてきた。そうではなく、Köllner and Kallitz[2013]と Gerschewski[2013]はより幅広い国民一般からの支持を想定し、そのために正当性が必要だと主張する。幅広い国民の支持が重要とする点は久保[2013]と共通しているが、彼らはより抽象度の高い概念を用いているのである。

しかしながら統治の有効性と正当性は相関関係にある。久保は「独裁者は、体制の正当性を維持し、その安定と持続を実現するために、統治業務や政策執行が適切に行われることを望んでいる」[久保 2013, 4]と指摘している。つまり統治の有効性を向上させることが、正当性の維持に寄与するということであり、統治の有効性向上は正当性を構

---

<sup>11</sup> ホットラインとは、国会が国会会期中に専用電話回線、Email アドレス、私書箱を設置し、国民が電話やファックス、また郵便等で国会に対し自由に意見を伝達できる制度である。この制度は2005年の第5期第7回国会から設置されている[山田 2013, 56]。

成するひとつの要素と位置づけられるのである。

では、正当性とは具体的に何であろうか。マックス・ウェーバーが指摘するように、正当性とは信念である[ウェーバー 1960, 32]。そしてウェーバーの議論を土台に政治的正当性について整理した Alagappa[1995]は、政治的正当性を、支配者と被支配者の相互作用によって生まれる結果であり、「支配者には命令を下す権利があり、人々はそのような命令にしたがう義務があるとする被支配者の信念」[Alagappa 1995, 11]と定義し、正当性の要素を以下の4つにまとめている。

- ① 共有された規範と価値
- ② 権力獲得のための確立された規則への一致
- ③ 適切で効果的な権力の使用
- ④ 被支配者の合意

第1の共有された規範と価値とは、信念体系やイデオロギーであり、政治体制や支配構造を決定する要因である[Alagappa 1995, 15]。第2の権力獲得のための確立された規則への一致とは、支配者が確立された規則に則って支配を確立したかどうかである。規則の制定には当然のことながら第1の共有された規範と価値が影響する[Alagappa 1995, 20]。例えば民主主義が共有された規範と価値であれば、競争的な選挙が支配確立のルールとなる。第3の適切で効果的な権力の使用には2つの側面がある。ひとつは、法律や暗黙のルールに沿った権力の使用、もうひとつは、共同体全体に利益をもたらすための効果的な権力の使用である[Alagappa 1995, 21]。前者は手続き的側面が強く、後者は経済発展などの実績（パフォーマンス）を意味する。第4の被支配者の合意とは、個人が自己を拘束し、支配者が命令を下す権利を認めることである。したがって人々は命令にしたがうことを義務とみなす。

言い換えれば、もし政治的命令が共有された規範と価値に基づいていれば、もし支配者が確立された規則に則って権力を獲得すれば、もし権力が適切に行使され集团的利益創出という限定された範囲内で行使されたら、そしてもし、被支配者が政府に同意を与えたら、命令=服従関係は正当となる[Alagappa 1995, 15]。つまり支配者は被支配者によって正当と認められ、体制の維持が容易になるのである。

例えば中国、ベトナム、ラオスでは共産主義イデオロギーが共有された規範と価値であり、共産党支配の正当性を付与している最大の要素となっている。実質的にはすでに共産主義イデオロギーは国民と共有されておらず、イデオロギー的正当性は低下していると考えられるが、共産党支配と獲得過程を正当化するためには、党は共産主義イデオロギーが共有された規範と価値であると示し続けなければならない。それは3カ国の共

産党が「毛沢東思想」、「鄧小平理論」、「ホーチミン思想」、「刷新」<sup>12</sup>等新たな思想・理論構築を行い、イデオロギーの再生産を行っていることから明らかである。したがって、共産主義イデオロギーが支配者側で機能している以上、他勢力による権力獲得は否定されるため、確立されたルールに則って支配を確立したかどうかという問いには意味がない。3カ国では革命や内戦での勝利が党の正当性を担保しているのである。とはいえ、共産主義イデオロギーが国民に共有されず、著しくその正当性が低下している以上、国民と共有された別の規範や価値の構築が必要になっていることも事実である。また経済開発が進む一方で、土地や格差の問題、汚職の拡大により党や政府の適切な権力の行使に疑問も生じている。問題が拡大し党支配への疑問が高まれば、国民が党に合意を与える可能性は低下する。

一方カンボジアでは、1991年以降は「民主主義」が共有された規範と価値になり、政党も国民もそこからの逸脱は許されなくなった。国際社会からの支援獲得のためにも民主主義の保持は絶対である。したがって、独裁体制を敷く人民党も選挙やその他のルールは遵守している。だからこそ人民党は憲法改正や規則の変更など「ルール」に則って野党を取り込み、また、排除しながら体制を維持しているのである。つまり、共有された規範と価値を守りながら野党を排除するには、議会を活用しなければならない。だからこそ体制への脅威が弱まっても、人民党は議会制度を維持し活用を続けているのだろう。しかし適切な権力の使用と国民の合意という点では、人民党支配への疑念が高まっている。経済開発に絡む土地紛争や汚職問題、また労使紛争が拡大しており、人民党の正当性は大きく低下しているのである。それは、2013年の国会選挙で人民党が90議席から68議席に議席数を大幅に減らし、野党救国党が55議席を獲得したことに端的に表れている[山田裕史 2013, 4]。

以上から4カ国の支配政党は、③適切で効果的な権力の使用、④被支配者の合意に問題を抱えていることがわかる。つまり4カ国の支配政党は、③と④の問題を解決し党支配の正当性を高める必要に迫られているのである。そこで鍵となるのが議会である。

議会には以下のように大きく3つの機能がある。

- ① 立法機能
- ② 行政への監督機能/説明責任
- ③ 統治の有効性の向上（国民の政治参加の拡大/民意の反映）

適切に権力を使用するにはそのための法律やルールの制定が不可欠であり、権力機構

---

<sup>12</sup> 2011年の第9回党大会でラオス人民革命党は、今後の政治思想・理論作業において、「刷新」を思想の新たな基軸に据える方針を示しており、現在2016年の第10回党大会に向けて思想構築を行っている[山田 2012, 28-29]



の監督や説明責任を果たすことも必要となる。そして効果的に権力を使用し、国民の合意を獲得するには、国民の政治参加を拡大し民意を反映させ、統治の有効性を向上させることが重要になろう。議会は国民の代表機関としてこれら3つのすべてにかかわっている。取り込み対象を限定し、権力を行使する側の党にこのような役割は果たせない。そうであれば、中国、ベトナム、ラオスの支配政党が、議会の立法機能や行政への監督機能を強化し、民意を吸収するメカニズムを整備していることが理解できる。そしてカンボジア人民党も正当性を維持するため、今後3カ国と同じような形で議会に実質的な機能を付与する可能性が高い。

したがって本研究会では、支配の正当性という概念を用い、4カ国における議会と体制維持の関係を分析しようとする。具体的には、4カ国の支配政党が議会を通じてどのように支配を正当化しているのか、その試みや過程を明らかにするというアプローチである。もちろん各国の支配政党によって議会のどの機能を重視するかは異なるだろう。立法機能の強化を重視する国もあれば、行政への監督権強化や説明責任の向上、統治の有効性の向上に重きを置くところもある。そのような違いが生まれる背景を含め、4カ国における体制持続と議会の関係を比較検討し、権威主義体制の維持と議会の関係を捉える上での新たな視座を提供したいと考える。

## おわりに

本稿では、近年の権威主義体制研究を体制維持と議会の関係を中心にレビューし、その上で、中国、ベトナム、ラオス、カンボジアへの適用可能性について検討した。そしてこれまでの理論を4カ国にそのまま適用することは難しく、新たなアプローチが必要だと考えるに至った。中国、ベトナム、ラオスでは、野党や反体制派などの特定の取り込み対象が存在せず、そもそも取り込み機能を果たしていないこと、またカンボジアを含めて議会がコミットメント問題の解決に寄与しないこと等が理由である。そして久保[2013]、Köllner and Kallitz[2013]、Gerschewski[2013]から着想を得、正当性という概念を用いて4カ国の議会と体制維持の関係を分析するとのアプローチを示した。

しかし本稿は2年研究会の中間報告書であるため、先行研究のレビューや正当性に関する分析も中間的内容に留まっており、十分にはできていない。特に議会が正当性獲得にとって有用であるという点については、さらなる分析と説得力を持った記述が必要であろう。特にカンボジアは、2013年の総選挙までは議会が野党や反体制派の取り込み手段として機能しており、人民党が議会を活用し支配の正当性を高め、幅広い国民の支持獲得を本格的に目指すのはむしろこれからである。カンボジア議会の正当性というアプローチで分析できるのか、この点もより精緻で説得的な記述が求められる。また本稿では触れていないが、そもそもなぜ中国、ベトナム、ラオス、カンボジアの4カ国を比

較対象にするのか、そして比較によって何を明らかにするのかその目的についても明確にする必要がある。

以上のように2年目には多くの課題が残されているが、ひとつひとつの課題をクリアし、4カ国における体制維持と議会の関係を明らかにするためにさらに研究を深めていきたい。

## 参考文献

### <日本語文献>

- ウェーバー、マックス 1960. 世良晃志郎訳『支配の社会学 I』創文社。
- 大西康雄 2013. 『習近平政権の中国:「調和」の次にくるもの』情報分析レポート No.20、アジア経済研究所。
- 加茂具樹 2013. 「現代中国における民意機関の政治的役割—代理者, 諫言者, 代表者。そして共演。—」『アジア経済』第54巻第4号、11-46 ページ。
- \_\_\_\_\_ 2006. 『現代中国政治と人民代表大会: 人代の機能改革と「領導・被領導」関係の変化』慶應義塾大学出版会。
- 久保慶一 2013. 「権威主義体制における議会と選挙の役割」『アジア経済』第54巻第4号、2-10 ページ。
- 塩川伸明 1993. 『終焉の中のソ連史』朝日新聞社。
- 寺本実 2012. 「第11回党大会を巡る議論に向けて」寺本実編『転換期のベトナム: 第11回党大会、工業国への新たな選択』情報分析レポート No.17、アジア経済研究所。
- \_\_\_\_\_ 2006. 「第10回党大会の人事と2006~2010年の政治路線」坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略: WTO時代の新たな挑戦』アジア経済研究所、27-52 ページ。
- 寺本実・荒神衣美 2008. 「高成長を維持しつつ、2011年に向けた体制を構築」『アジア動向年報2008』アジア経済研究所、203-232 ページ。
- 唐亮 2012. 『現代中国の政治—「開発独裁」とそのゆくえ』岩波新書。
- 中野亜理 2008. 「ベトナムの国家と市民運動の関係性に関する考察」『アジア経済』第49巻第11号、2-25 ページ。
- 東島雅昌 2013. 「権威主義体制における選挙景気循環: グローバル・データを用いた実証分析」田中愛治監修、久保慶一・河野勝編『民主化と選挙の比較政治学: 変革期の制度形成とその帰結』勁草書房、41-71 ページ。
- 毛里和子 2004 『現代中国政治』名古屋大学出版会。
- 山田紀彦 2013. 「ラオス人民革命党の体制持続メカニズム—国会と選挙を通じた国民

- の包摂過程—』『アジア経済』第54巻第4号、47-84 ページ。
- \_\_\_\_\_ 2012. 山田紀彦編『ラオス人民革命党第9回大会と今後の発展戦略』情報分析レポート No.16、アジア経済研究所。
- \_\_\_\_\_ 2002. 「ラオス人民革命党第7回大会—残された課題—」石田暁恵編『2001年党大会後のヴェトナム・ラオス—新たな課題への挑戦—』アジア経済研究所。
- 山田裕史 2011. 「ポル・ポト政権後のカンボジアにおける国家建設：人民党支配体制の確立と変容」上智大学大学院外国語学研究科博士論文。
- \_\_\_\_\_ 2013. 「変革を迫られる人民党一党支配体制」『アジア研ワールド・トレンド』No. 219 (2013.12/2014.1), 4-7 ページ。
- 渡辺剛 1995. 「レーニスト体制と疑似レーニスト体制の比較政治—中国本土と台湾における党政関係を中心として—」『筑波法制』18(2) 229-251.

<英語文献>

- Alagappa, Muthiah 1995. "The Anatomy of Legitimacy," in *Political Legitimacy in Southeast Asia: The Quest for Moral Authority*. ed. Muthiah Alagappa, Stanford: Stanford University Press, pp. 11-30.
- Case, William 2011. *Executive Accountability in Southeast Asia: The Role of Legislature in New Democracies and Under Electoral Authoritarianism*, Policy Studies 57, East-West Center.
- Ezrow, Natasha and Erica Frantz 2012. *Dictatorship and Dictatorships: Understanding Authoritarian Regimes and their Leaders*. New York: Continuum.
- Geddes, Barbara 1999. "What Do We Know about Democratization after Twenty Years?" *Annual Review of Political Science* 2: 115-144.
- Gandhi, Jennifer 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gandhi, Jennifer and Adam Przeworski 2007. "Authoritarian Institutions and the Survival of Autocrats," *Comparative Political Studies* 40 (11): 1279-1301.
- Gerschewski, Johannes 2013. "The three pillars of stability: legitimation, repression, and co-optation in autocratic regimes," *Democratization* Vo.20 No.1: 13-38.
- Köllner, Patrick and Steffen Kallitz 2013. "Comparing autocracies; theoretical issues and empirical analyses," *Democratization* Vo.20 No.1: 1-12.
- Levitsky, Steven and Lucan Way 2002. "The Rise of Competitive Authoritarianism," *Journal of Democracy* 13(2): 51-65.
- \_\_\_\_\_ 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*.

Cambridge: Cambridge University Press.

Malesky, Edmund and Paul Schuler 2010. “Nodding or Needling: Analyzing Delegate Responsiveness in an Authoritarian Parliament.” *American Political Science Review* 104(3): 482-502.

Reuter, Ora John and Graeme B. Robertson 2013. “Legislatures, Cooptation, and Social Protest in Putin’s Russia,” An NCEEER Working Paper, 1-38.

Shedler, Andreas 2006. “The Logic of Electoral Authoritarianism.” In *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. ed. Andreas Schedler, 1-23. Boulder: Lynne Rinner Publishers.

Svolik, W. Milan 2012. *The Politics of Authoritarian Rule*, Cambridge: Cambridge University Press.

<ラオス語文献>

Kot labiap khoong phak pasaason pativat lao samay thii IX [ラオス人民革命党第9期規約] [2011].